

横浜市瀬谷公会堂
指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和7年8月

1 趣旨

横浜市瀬谷公会堂の選定にあたり、横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）により、応募団体から提出された提案書類の審査及び公開による面接審査を行いましたので、審査結果を報告します。

選定委員会では公募要項であらかじめ定めた「評価基準項目」に従い、応募団体から提出された提案書類の審査を行い、その後の面接審査において、応募団体からの提案説明及び選定委員による質疑を行い、指定候補者を選定しています。

2 公募対象施設

横浜市瀬谷公会堂

3 指定期間（予定）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定委員会 委員

委員長 中西 正彦（横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科教授）

委員 小川 肇（瀬谷区文化協会会長）

阿部 真紀（原幼稚園総括主任）

大柴 正清（瀬谷第四地区連合自治会 会長）

嶋貫 綾（税理士）

5 指定候補者 選定の経過

項目	日程
第1回選定委員会 （傍聴者1名） ・公募要項、審査基準の決定	令和7年5月21日
公募要項等の公開開始	令和7年6月5日
応募団体説明会及び現地見学会	令和7年6月20日
公募要項等に関する質問受付（4団体、80問）	令和7年6月20日～26日
公募要項等に関する質問回答	令和7年7月10日
応募書類の受付	令和7年7月22日～23日
第2回選定委員会 （傍聴者6名） ・審議、指定候補者の選定 面接審査：1団体	令和7年8月21日

6 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市瀬谷公会堂指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準項目」に従って、応募団体から提出された応募書類を審査し、面接審査において、応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者を選定しました。

なお、評価については、各委員の点数を180点満点（うち加減点項目10点）とし、応募団体の点数については各委員の合計点（900点満点）としました。また、最低基準については、加減点項目を除く満点（850点）のうち510点としました。

項目		評価基準		配点	
1	公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解	(1)	公会堂の設置理念・施設特性の理解	①公会堂の設置目的や役割を理解し、施設運営に反映された提案がなされているか。	5点
				②施設の機能を活かした効果的な施設運営が提案されているか。	5点
		(2)	区特性、区政運営の方向性、立地特性等の理解	①区特性、区政運営方針等を理解し、施設運営に反映させた提案がなされているか。	5点
				②施設の立地、周辺環境や利用対象エリア、対象利用者について分析・条件設定がなされており、施設運営に反映させた提案がなされているか。	5点
2	(1)	施設に求められるサービスの把握と平等な提供	①公共施設として全ての利用者に対し平等にサービスを提供すべきことを念頭に置いているか。	10点	
			②貸館施設として提供すべきサービスの内容と維持すべき質について適切に把握しているか。	5点	
			③利用者の意見、要望、苦情等の受付体制が整っているか。	5点	
	(2)	利便性の向上・ホスピタリティの向上の取組	①現状を分析し、さらに利用者の利便性を向上させる運営上の工夫が提案されているか。	10点	
			②利用者の利便性の向上が見込めるDX化が提案されているか。	10点	
			③質の高い接客サービスを提供するための提案がなされているか。	10点	
			④自主事業について、具体的かつ現実的なアイデアが提案されているか。	5点	
	(3)	施設のクオリティを維持す	①施設の機能を維持するため必要十分な管理計画が組まれているか。	5点	

			る施設管理計画	②設備の故障等を予防し、発生時には迅速に対応可能なメンテナンス計画が組まれており、施設の長寿命化に貢献しているか。 《建築局による劣化調査や二次点検が行われる施設にのみ》 ・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5点
3	管理運営経費の縮減	(1)	指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10点
		(2)	利用料金収入増加への意欲	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	10点
		(3)	施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10点
		(4)	施設のDX化	管理運営経費の縮減が見込めるDX化が提案されているか。	5点
4	安定した運営体制の確保	(1)	安定性(管理運営の体制が充分か)	①業務を継続するために必要な人員配置計画がなされているか。	5点
				②施設及び設備の維持管理のために必要な人員配置あるいは適切な委託計画がなされているか。	5点
				③施設を安定して管理運営するための社内体制及び実績があるか。	5点
				④利用者が安全に施設を利用することができるよう、感染症等拡大防止対策や災害時対応等の具体的な取組が提案されているか(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等)。	5点
				⑤(感染症拡大時等)様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか(自主事業計画含む)。	5点
		(2)	健全性(個人情報保護、法令順守、職員研修、自己評価)	①個人情報保護、環境への配慮、法令順守及び本市の重要施策への対応等の体制が整っているか。	5点
				②職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5点
③業務を点検するための自己評価の仕組みが整っているか。	5点				

		(3)	安全性(危機管理対策)	①市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。	5点
				②施設の設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。	5点
配点小計					170点
5	団体の資質・取組状況・実績	(1)	団体の資質	<p>・応募団体は、市内中小企業等(次のア～ウ)であるか。</p> <p>ア 市内中小企業</p> <p>イ 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者</p> <p>ウ 地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体</p> <p>※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。</p>	5点
		(2)	団体の取組状況	・市の重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	2点
				①障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	
				②ワークライフバランス及び男女共同参画の推進する仕組みが整っているか。	3点
				<p>ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定</p> <p>イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定</p> <p>ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定</p> <p>※共同事業体の場合は、代表団体が各項目に該当するかで判断。</p>	
配点合計					180点

7 応募団体（申込順）

相鉄企業株式会社

8 応募者の資格について

欠格事項に該当していないことを確認しました。

<応募者の資格>（公募要項抜粋）

7 応募に関する事項

(3) 資格要件

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体、又は複数の団体が共同する共同事業体であること。（法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。）

(4) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札参加を制限されていること。

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること。

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないこと。

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員本人が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

※本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式11）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。

9 審査結果

応募団体から提出された書類の審査と面接審査、質疑を行い、選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の得点となりました。

	指定候補者
評価基準項目（配点）	相鉄企業株式会社
1 公会堂の設置理念、区政運営上の位置付け等の理解（100点）	86点
2 公共施設としてのサービス品質の維持・向上（325点）	270点
3 管理運営経費の縮減（175点）	146点
4 安定した運営体制の確保（250点）	217点
5 団体の資質・取組状況・実績（50点）	10点
合計点数（900点満点）	729点

10 審査講評

指定管理業務に対する豊富な経験から多くのノウハウを持っており、新たに始まる瀬谷公会堂の指定管理を任せるに値する団体であると評価しました。

また、提示した指定管理料の中で、現実的な収支計画を作成していることに加え、自主事業を含めたイベントの広報や、瀬谷公会堂の運営に対して本社を含め組織全体で大きく助け合える体制が整備されているなど企業力を持っている団体でもあり、安定した第1期指定管理の運営が期待できます。

なお、予約システム導入にあたっての高齢者等の利用者サポート、公園に面しているなどの施設特性やGREEN×EXPO 2027を控えた地域特性を踏まえた自主事業の展開など、公会堂の一層の利活用が進むような運営となることを希望します。

11 総評

応募団体が1団体であったため、難しい審査となりましたが選定委員会で議論し、厳正に審査をした結果、委員5人の合計点が729点で指定候補者は相鉄企業株式会社に決定しました。

相鉄企業株式会社が指定管理者となった場合には、瀬谷区の特性を活かした自主事業などの利用者サービスの向上、効率的な施設管理・運営に取り組んでいただきたいと思います。